



許可番号 柏保 第 0601 号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名 (法人にあつては名称) 株式会社栗原医療器械店

営業所の名称 株式会社栗原医療器械店 柏営業所

営業所の所在地 柏市吉野沢 1 - 7

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第39条第1項の規定により、高度管理医療機器等の販売業 貸与業 の許可を
受けた者であることを証明する。

令和 4 年 6 月 17 日

柏市長 太田 和美



有効期間 令和 4 年 6 月 27 日から
令和 10 年 6 月 26 日まで

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏市を被告(代表者は柏市長)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。